

議案第 1 号

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成24年1月18日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「介助員」を「介護者」に改め、同項に次の2号を加える。

- (5) 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1 件名

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年教育委員会規則第1号）を制定し、これまで博物館・美術館の運営を行ってきたが、観覧料を免除できる対象として、知的障害者および精神障害者の規定がされていなかったため、必要事項を記載し改正する。

また、併せて文言の訂正として、国立の施設等における減免規定にならって沖縄県立博物館・美術館管理規則第6条第2項第4号中「介助員」を「介護者」に改める。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県立博物館・美術館管理規則第6条第2項第4号中「介助員」を「介護者」に改める。

(2) 同規則第6条第2項に以下の2号を加える。

(5) 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合

4 関係課との調整状況

財政課や文化観光スポーツ部との協議済み、公報登載にかかる総務私学課との調整済み

5 添付資料

(1) 新旧対照表

沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(観覧料の免除)</p> <p>第6条 条例第12条第1項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書（第6号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>2 条例第12条第2項の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県内の中学校の生徒及び小学校の児童並びにその他これらに準ずる者の引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合</p> <p>(2) 県内の高等学校の生徒、その他これらに準ずる者及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合</p> <p>(3) 70歳以上の者が常設展を観覧する場合</p> <p>(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合</p> <p>(5) 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合</p> <p>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合</p>	<p>(観覧料の免除)</p> <p>第6条 条例第12条第1項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書（第6号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>2 条例第12条第2項の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県内の中学校の生徒及び小学校の児童並びにその他これらに準ずる者の引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合</p> <p>(2) 県内の高等学校の生徒、その他これらに準ずる者及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合</p> <p>(3) 70歳以上の者が常設展を観覧する場合</p> <p>(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合</p>

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。